

居宅介護支援事業所の特定事業所集中減算に関するQ&A

【函南町：平成31年1月28日】

居宅介護支援事業所の特定事業所集中減算について、よくある質問等を以下のとおりまとめました。

制度全般に関することについて		
問1	判定期間と減算適用期間について教えてください。	①前期…判定期間 3月分から8月分⇒減算適用期間 10月分から3月分 ②後期…判定期間 9月分から2月分⇒減算適用期間 4月分から9月分 ただし、平成30年度前期については、 判定期間 4月分から8月分⇒減算適用期間 10月分から3月分
問2	対象サービスが変更となるのはいつからですか。	対象サービスが“訪問介護”“通所介護”“地域密着通所介護”“福祉用具貸与”の4サービスとなるのは、平成30年度介護報酬改定による特定事業所集中減算の制度変更によるものです。その為、平成30年度前期より適用となります。
問3	判定期間のうち一月でも80%を超えたら減算になりますか。	80%を超えているかどうかについては、一月のみで判定するのではなく、半年間の判定期間を通じて判断します。 例えば、平成30年4月から平成30年8月までの期間を通じて80%を超え、かつ正当な理由に該当しない場合は、平成30年10月分の請求から減算することとなります。従って、遡って返還等するものではありません。 ※本来減算だったにも関わらず、減算せずに請求し、事後に減算だったことが判明した場合は、遡って減算する場合があります。
問4	例えば、訪問介護の紹介率最高法人が80%を超え、かつ、正当な理由に該当しない場合は、減算と合成するのは、訪問介護を位置付けられている利用者の居宅介護支援費だけでしょうか。	特定事業所集中減算は、一つのサービスでも80%の割合を超え、かつ、正当な理由に該当しない場合は、全ての利用者の居宅介護支援費について、減算して請求することとなります。従って、例の場合は、訪問介護を利用していない方の居宅介護支援費であっても、減算することになります。

提出方法について		
問 5	紹介率最高法人の割合が 80%を超えています、 判定期間の月平均の居宅サービス計画数が 20 件以下である等の正当な理由に該当している（と思われる）。それでも、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を提出しなければなりませんか。	80%を超えていれば、正当な理由に該当している場合であっても、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」の提出が必要です。正当な理由に該当する場合、届出様式の所定欄に正当な理由の番号を記載して下さい。 （正当な理由の該当・非該当については、函南町が判断します。）
問 6	紹介率最高法人割合が 80%を超えていませんが、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を提出しなければなりませんか。	80%をこえていなければ「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」の提出は不要ですが、全ての居宅介護支援事業所が作成し、5年間保存してなければなりません。
問 7	「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」は 80%を超えた場合、法人の代表者印を押して提出し、保存しますが、80%を超えない場合でも、代表者印を押さなければいけませんか。	必ずしも代表者印を押さなくてもよいですが、法人内で責任のあるものが確認していることがわかるように保存されていることが望ましいです。
問 8	3月（9月）15日までに提出が間に合わない場合はどうしたらいいのでしょうか。	必ず間に合う様に提出して下さい。万が一遅れ場合は、速やかに提出して下さい。
問 9	3月（9月）末で廃止予定ですが、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」の提出義務はありますか。	作成し保存することは必要です。80%を超えていれば「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を提出して下さい。その際、正当な理由の欄に「3月（9月）末廃止」と記載して下さい。
問 10	特定事業所集中減算に該当することになってしまいましたが、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」も提出する必要がありますか。	「加算届」は減算の適用の有無が変わる場合に提出が必要となります。具体的には、減算の適用が①「なし」から「あり」になる場合、②「あり」から「なし」になる場合の2通りです。 特に、減算が「あり」から「なし」になっても、この加算届が提出されなければ、減算「あり」のままになり、引き続き減算して請求することになりますのでご注意ください。また、「なし」から「あり」になった場合で、特定事業所

		加算を取得している事業所は、特定事業所加算の要件を満たさなくなりますので、加算届の提出が必要になります。
問 11	問 10 の加算届はいつまでに提出すれば良いですか。	加算届は、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」と一緒に役場福祉課高齢者福祉係まで提出して下さい。判定期間が前期であれば 9 月 15 日まで、後期であれば 3 月 15 日までです。

計算方法について		
問 12	「居宅サービス計画の総数」や「訪問介護を位置付けた居宅サービス系計画」とありますが、これは新たに作成した物をカウントするのでしょうか。	その月に給付管理（報酬請求）したプランをカウントします。新規作成だけではなく、その月に利用している方全てをカウントします。
問 13	区分変更申請中などにより、要介護認定のおりていない利用者の報酬請求は月遅れで行われることとなりますが、この場合の件数のカウント方法はいつになりますか。	サービスを提供した月でカウントします。例えば、4 月サービス分を月遅れで 6 月に 5 月サービス分と一緒に請求したケースは、5 月でなく、4 月の件数にカウントします。
問 14	介護予防は件数に含まれますか。	含まれません。
問 15	基準該当の事業所分は含まれますか。	含まれません。
問 16	例えば、A 法人の B 事業所と C 事業所の訪問介護を利用している場合、B と C それぞれの事業所ごとに割合を計算しますか。	紹介率最高法人の割合によって判断するものです。例の場合は、B 事業所と C 事業所の利用者の数を合わせた A 法人の利用者の割合で計算します。
問 17	例えば、同一の利用者が A 法人と B 法人の訪問介護を利用している場合、どのようにカウントしますか。	「訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数」（＝分母）は 1 件とカウントします。A 法人と B 法人に位置付けた居宅サービス（＝分子）には、それぞれ 1 件ずつカウントします。 （具体例） 訪問介護の利用者 100 人の内、A 法人のみ利用が 80 人、B 法人のみ利用が 15 人、A、B 両方利用しているのが 5 人の場合 A 法人は、 $(80 + 5) \div 100 = 0.85 = 85\%$

		B法人は、 $(15 + 5) \div 100 = 0.20 = 20\%$ になります。
問 18	居宅介護支援事業所の法人が判定期間中に吸収合併等により変更になった場合の取扱いはどのようにしたらよいでしょうか。	別々の法人の事業所となりますので、各法人の事業所として計算してください。例えば、6月までにA法人のC事業所、7月からB法人のD事業所となった場合は、3月から6月分まではC事業所として、7月分からはD事業所として計算してください。
問 19	サービス提供事業所の法人が判定期間中に吸収合併等により変更になった場合の取扱いはどのようにしたらよいでしょうか。	別々の法人の事業所となりますので、各法人の事業所として計算してください。例えば、6月までにA法人のC事業所、7月からB法人のD事業所となった場合は、3月から6月分まではC事業所として、7月分からはD事業所として計算してください。
問 20	紹介率が 80%を超えた場合とありますが、80%は減算になるのですか。また、小数点以下の場合はどうなるのですか。	ちょうど 80%の場合は、80%を超えていないので減算にはなりません。 このため、本来は、四捨五入等の小数点以下の端数処理は不要ですが、記録上は便宜的に小数点以下第 3 位で切り上げ処理をしてください。 <計算結果> 79.999%⇒減算対象外（80%と記載） 80%⇒減算対象外（80%と記載） 80.001%⇒減算対象（80.01%と記載）

届出書の記入方法		
問 21	事業所 1. 事業所 2 とありますが、上位 2 つの事業所を計算するという事でしょう。	計算は、上位 2 つだけではなく、全てカウントします。同一法人で 3 つ以上の事業所を利用している場合、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」に上位 2 つまで記入し、3 つ目以降は、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書 別紙」を使用してください。
問 22	同率の紹介率最高人がある場合、どのように記載すれば良いでしょうか。	居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書には、どちらか 1 法人を記載し別紙（任意様式）に他の法人を記載して下さい。
問 23	紹介率が 80%以下のサービスは記入しなくても良	紹介率が 80%以下でも全て記入する必要があります。

	いでしょうか。	
問 24	正当な理由が複数当てはまる場合は、どのように記入したら良いのでしょうか。	いずれか1つの番号を記入いただければ問題はありませんが、審査の結果記入した番号に当てはまらない場合がありますので、複数の番号を記入することを推奨しています。

正当な理由について		
問 25	利用者から理由書を貰い、地域ケア会議等で意見や助言を受けているものは、正当な理由に該当しないのでしょうか。	地域ケア会議等で意見や助言を受けている場合であっても、正当な理由に必ずしも該当するとは限りません。 (正当な理由の該当・非該当については、函南町が判断します。)
問 26	「市町村長が認めた場合」とありますが、具体的にどのような場合に認められますか。	利用者の状況や地域的な事情等、状況は様々ですので、個別の案件ごとに地域的な事情等も含め、諸般の事情を総合的勘案して適正に判断します。 このため、事業者から正当な理由があるとして理由書の提出があった場合でも、不相当と判断し特定集中減算を適用することがあります。 主なポイントとしては、 ①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立っているかどうか ②利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮しているかどうか ③特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏していないか といったものがあります。 どれも指定居宅介護支援事業所の運営基準の「基本方針」として規定されているものばかりですので、適正に事業所の運営を行っていたが、結果として紹介率が80%を超えてしまったのであれば、その理由や経緯等を理由書に具体的に記載して下さい。
問 27	「その他」の理由の場合、任意様式による理由書の	記載内容は、個々の理由により様々なものが考えられますが、特定の法人への

	添付とありますが、どのような内容が書いてあればよいのですか。	<p>しょうかいりつが 80%を超えたことについての理由を具体的かつ客観的に記載し、拳証資料等があれば理由書に添付してください。</p> <p>内容について、確認事項等がある場合は、福祉課高齢者福祉係から連絡します。</p> <p>なお、正当な理由の範囲については、市町村が地域的な事情等も含め諸般の事情を総合的に勘案して適正に判断することとされており、各事業者において理由を記載した場合であっても、町が不相当と判断し、特定事業所集中減算を適用することがあります。</p>
--	--------------------------------	--

地域密着型通所介護の取扱いについて		
問 28	<p>平成 28 年 5 月 30 日付の厚生労働省事務連絡によると、「平成 28 年 4 月 1 日以降平成 30 年 3 月 31 日までの間に作成される居宅サービス計画について特定事業所集中減算の適用を判定するに当たっては、通所介護及び地域密着型通所介護(以下「通所介護」という。)のそれぞれについて計算するのではなく、通所介護等のいずれか又は双方を位置づけで居宅サービス計画数を算出し、通所介護等について最も紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算することとして差支えない。」とされています。</p> <p>この取扱いは平成 30 年度以降も同様ですか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>事務連絡では、通所介護事業所と地域密着型通所介護事業所の両方を利用している利用者がある場合について述べています。</p> <p>①通所介護及び地域密着型通所介護のそれぞれを計算する方法 ②地域密着型通所介護を通所介護に含めて計算する方法 どちらを選択して頂いても構いません。</p> <p>(具体例)</p> <p>利用者 A：通所介護事業所（a 法人） 利用者 B：地域密着型通所介護事業所（a 法人） 利用者 C：通所介護事業所（b 法人） 利用者 D：地域密着型通所介護事業所（c 法人） 利用者 E：通所介護事業所（b 法人）、地域密着型通所介護事業所（d 法人）</p> <p>①通所介護及び地域密着型通所介護のそれぞれを計算する方法 通所介護事業所（a 法人）の紹介率： 1（a 法人の合計）÷ 3（通所介護の件数）= 33.4% 通所介護事業所（b 法人）の紹介率：</p>

2 (b 法人の合計) ÷ 3 (通所介護の件数) = 66.7%

地域密着型通所介護事業所 (a 法人) の紹介率:

1 (a 法人の合計) ÷ 3 (地域密着型通所介護の件数) = 33.4%

地域密着型通所介護事業所 (c 法人) の紹介率:

1 (c 法人の合計) ÷ 3 (地域密着型通所介護の件数) = 33.4%

地域密着型通所介護事業所 (d 法人) の紹介率:

1 (d 法人の合計) ÷ 3 (地域密着型通所介護の件数) = 33.4%

②地域密着型通所介護を通所介護に含めて計算する方法

a 法人の紹介率: 2 (a 法人の合計) ÷ 5 (通所介護・地域密着型通所介護の件数) = 40%

b 法人の紹介率: 2 (b 法人の合計) ÷ 5 (通所介護・地域密着型通所介護の件数) = 40%

c 法人の紹介率: 1 (c 法人の合計) ÷ 5 (通所介護・地域密着型通所介護の件数) = 40%

d 法人の紹介率: 1 (d 法人の合計) ÷ 5 (通所介護・地域密着型通所介護の件数) = 40%